

改正後

○道路の構造の技術的基準を定める規則

(平成二十四年七月十日  
山口県規則第六十一号)

改正 令和 元年 九月 三日規則第七号

第一条〜第三十一条 (略)

(交通安全施設)

第三十二条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止め、道路標識、道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

第三十三条〜第四十三条 (略)

(歩行者利便増進道路)

第四十四条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の

現行

○道路の構造の技術的基準を定める規則

(平成二十四年七月十日  
山口県規則第六十二号)

改正 令和 元年 九月 三日規則第七号

第一条〜第三十一条 (略)

(交通安全施設)

第三十二条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止め、道路標識、道路情報管理施設(緊急連絡施設を除く。)又は他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡を設けるものとする。

第三十三条〜第四十三条 (略)

(新設)

増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3| 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。